

# 議題1. 平成27年度答申の提言 に対する市の取り組みについて

# [提言1]情報公開コーナー・市HP 図書館での情報の共有化

## (現状)

市民と市との情報の共有化を図ることは市民参加の基本原則の一つであり、市民が必要とする情報を積極的に提供することが求められている。

## (提言)

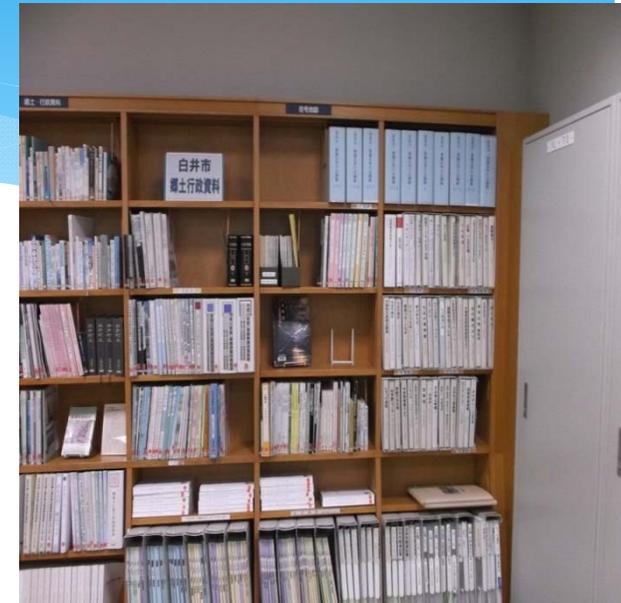
・情報公開に関しては、情報公開コーナー、市ホームページ及び図書館の3カ所での公開を必須にする。

→情報公開の媒体にはそれぞれ特徴があり、対象としている受け手の特徴も異なるため広報しろいや出先機関での周知でそれを補う等の工夫が必要。

# 提言1に対する取り組み



平成25年10月16日(水曜日)	第7回会議	第7回議事録 (PDF: 431KB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次策(第7回) (PDF: 63KB)</li> <li>・議題1 庁内検討組織からの提案等について (PDF: 470.2KB)</li> <li>・議題2 整備方法の比較検討について (PDF: 1.6MB)</li> <li>・参考 庁舎整備に関する建築関係等用語集 (PDF: 245.7KB)</li> </ul>
平成25年9月25日(水曜日)	第6回会議	第6回会議録 (PDF: 457.6KB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次策(第6回) (PDF: 71.1KB)</li> <li>・議題2 白井市庁舎基本計画・基本設計業務委託プロポーザルの経緯(250925) (PDF: 113.4KB)</li> <li>・議題3 プロポーザルにおける委託事業者の提案内容について (PDF: 926.3KB)</li> <li>・議題4 庁内検討組織からの提案等について (PDF: 254.2KB)</li> <li>・議題5 ライフサイクルコストの算定方法について (PDF: 304.6KB)</li> <li>・議題6-1 委員会開催スケジュール(案) (PDF: 67.9KB)</li> <li>・議題6-2 (要望書)再生可能エネルギーの導入について (PDF: 722.1KB)</li> </ul>
平成25年9月2日(月曜日)	第5回会議 「白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託」プロポーザル2次審査	非公表	非公表



- \* → 情報公開については情報公開コーナー、市HP、図書館の3箇所の開示を必須としました。
- \* → 開催情報などの事前の情報提供だけでなく、結果公表などの事後の情報公開を行うこととしました。
- \* ⇒現在、平成27年度に市民参加を行った13事業の内情報公開コーナーにはすべての事業で公開を行っていますが、図書館では4事業に留まっています。

# [提言2]市民参加条例の趣旨を踏まえた 市民参加の方法と必要な情報の提供

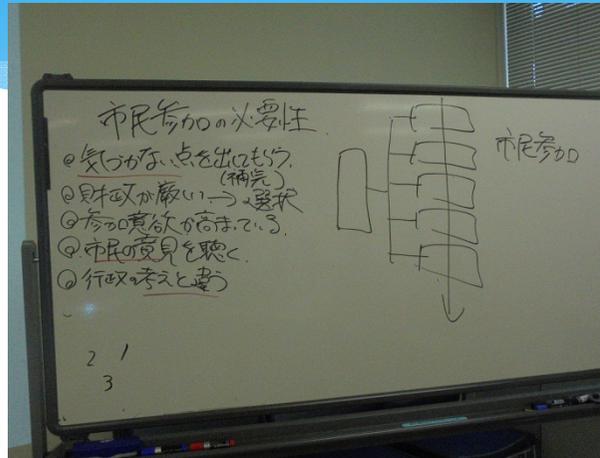
## (現状)

市民参加を取り入れておらず、事業が見られるほか、市民参加を実施してはいるものの、適切な手法が選択できていないため、市民の意見を的確に反映できていない事業が見られます。

## (提言)

- ・ 条例上市民参加が必須でない事業についても、積極的に市民参加の手法を取り入れることを望みます。
- ・ 市民参加の手法や事業の性質を考慮した上で、各事業に合った適切な市民参加手法を選択するよう望みます。

# 提言2に対する取り組み



\* → 職員を対象とした市民参加に対する研修を行いました。

# [提言3]市民と行政の協働を目的とした相互理解のための聴き取り調査の試行実施

## (現状)

市民参加を実施した事業の総合的評価では、各担当課が記載した調票を主な判断材料としており、疑問が生じた際に詳細な内容が得られない場合があります。

## (提言)

事業の詳細や調票では読み取れない点を知ることで、事業についてよりよい理解が得られ適切な評価に繋がるため、担当課の職員に話を聴く機会を設けることも必要です。

→ 今年度よりヒアリング調査を実施します(2事業)。

議題2.

市民活動支援課における  
市民参加の取り組みについて

- 
- (1) 市民参加職員研修会の実施
  - (2) コーディネート型職員人材育成研修会の実施
  - (3) 無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度の試行
  - (4) 庁内横断型「地域との協働のまちづくりネットワーク」の設置

# (1) 市民参加職員研修会の実施

## 日時

平成28年3月22日(火)

10時～12時 14時～16時

## 研修講師

- \* 市民活動支援課職員
- \* 川村学園女子大学 手塚崇子

## 研修の特徴

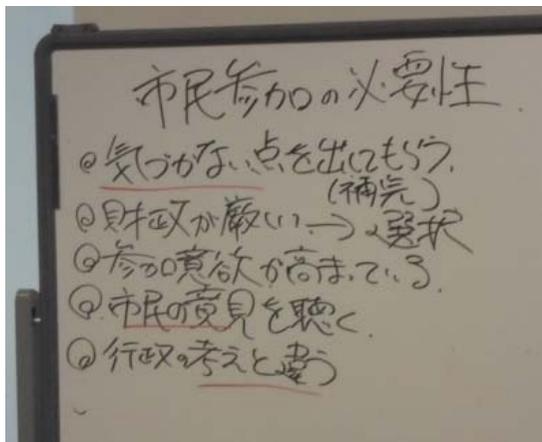
- \* 参加型研修により職員が主体的に参加する  
ミニワークを取り入れて実施

参加者 23名



## ミニワークのテーマ:

\* 市民参加の必要性、市民参加の問題点、市民参加を進めるために～私たちが意識・行動すべきこと～



# 5. 市の市民参加の総合的評価

## (1) 市民参加推進会議とは(第25条)

①市民参加の実施状況に対する総合的評価、②市民参加の方法の研究及び改善 ③この条例の見直しに関する事項 など

## (2) 市民参加の総合的評価の対象範囲



### 第6条 市民参加の対象

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
- (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

## (4)市民参加推進会議の総合的評価

<評価における主な意見>

### ●情報(公開・発信)

わかりやすくスピーディーな公開・発信

周知方法の工夫

結果のフィードバック

パブリックコメントの十分な期間と件数の増加

### ●市民参加の方法

十分な対象範囲(アンケート、会議メンバー)

市民公募の充実(数少ない・年齢偏り、女性の少なさ)

開催曜日、時間帯、開催場所の工夫

# 市民参加の基本原則

〈基本原則〉（第3条）

市民と市との情報の共有化と市政への参加機会

まず、情報があること！

⇒情報公開コーナー・図書館設置

- ・情報公開コーナー 65審議会 44審議会の設置
- ・図書館の設置 65審議会 6審議会の設置

みやすさ、わかりやすさ、さがしやすさ

# 公民館運営審議会

## ▶ 平成27年度 会議日程等

### ▼ 平成27年度 第3回会議

#### ■ 日時

平成27年11月20日（金曜日） 午後2時から

#### ■ 会場

白井市役所 6階 正庁

#### ■ 議題

1. 平成28年度公民館等事業計画（案）について
2. 社会教育関係団体の認定審査について

「2.社会教育関係団体の認定審査」については非公開となります。

#### ■ 傍聴人数および受付方法

傍聴人数 5人

受付方法 開催日当日会場にて傍聴者受付名簿に氏名・住所を記入

#### ■ 資料

 [平成27年度第3回公民館運営審議会次第（PDF：40.2KB）](#)

 [平成28年度白井市公民館等事業計画（PDF：232.9KB）](#)

#### ■ 会議録

 [平成27年度第3回公民館運営審議会会議録（PDF：208.6KB）](#)

# 白井市庁舎建設等検討委員会

平成25年10月16日(水曜日)	第7回会議	<a href="#">第7回議事録 (PDF : 431KB)</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">次第(第7回) (PDF : 63KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題1 庁内検討組織からの提案等について (PDF : 470.2KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題2 整備方法の比較検討について (PDF : 1.6MB)</a></li> <li>• <a href="#">参考 庁舎整備に関する建築関係等用語集 (PDF : 245.7KB)</a></li> </ul>
平成25年9月25日(水曜日)	第6回会議	<a href="#">第6回会議録 (PDF : 457.6KB)</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">次第(第6回) (PDF : 71.1KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題2 白井市庁舎基本計画・基本設計業務委託プロポーザルの経緯(250925) (PDF : 113.4KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題3 プロポーザルにおける委託事業者の提案内容について (PDF : 926.3KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題4 庁内検討組織からの提案等について (PDF : 254.2KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題5 ライフサイクルコストの算定方法について (PDF : 304.6KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題6-1 委員会開催スケジュール(案) (PDF : 67.9KB)</a></li> <li>• <a href="#">議題6-2 (要望書)再生可能エネルギーの導入について (PDF : 722.1KB)</a></li> </ul>
平成25年9月2日(月曜日)	第5回会議 「白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託 プロポーザル2次審査	非公表	非公表

## (2) コーディネート型職員育成研修会の実施

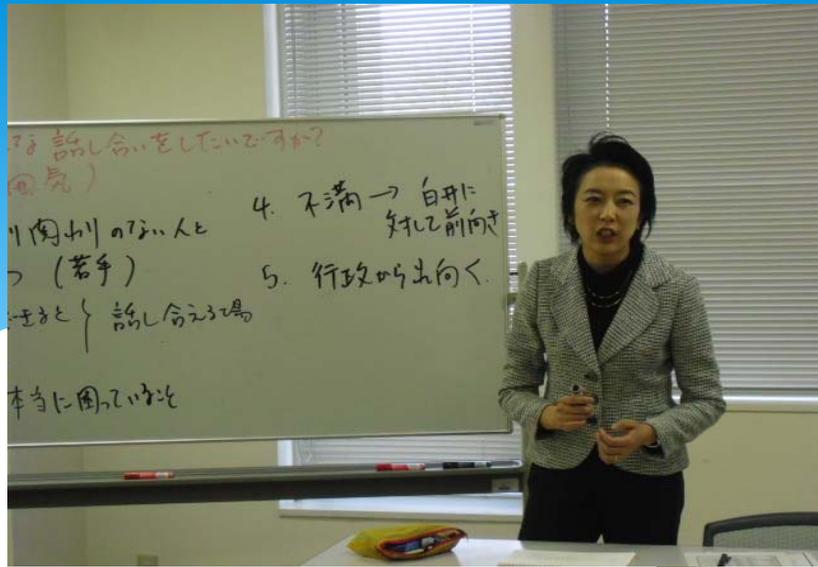
＜日時＞平成28年1月21日(木) 13時30分～16時30分

＜会場＞保健福祉センター2階 検診室

＜目的＞コーディネートスキルの中心となるファシリテーション技術を入門的に学び、会議や話し合いをうまく進められる基本を習得する。

＜対象職員＞

市民や地域、地域の各種組織(団体)等との関わりをもつ職員  
地域コミュニティの形成、地域(市民)主体の各種活動の促進、  
市民参加による計画策定や会議の開催、地域づくりやまちづくりの推進等の業務に従事する職員



# (1) 参加型学習

## (2) 講師解説

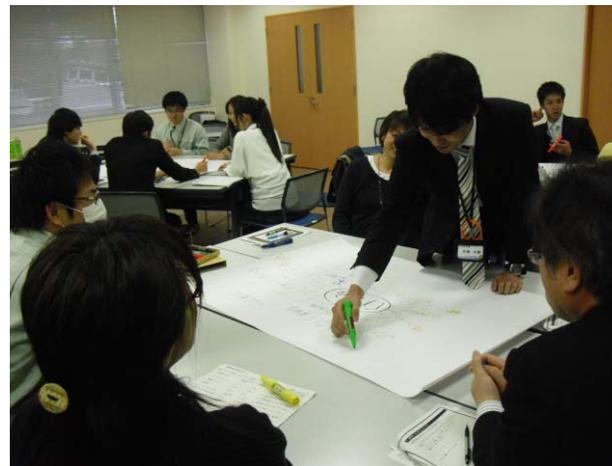


## (1) 参加型学習

- ・アイスブレイク 自己紹介:氏名、所属、最近ハマっていること・趣味
- ・グループ討議 2 住民とコミュニケーションを取るときの課題とは？
- ・グループ討議 3 住民とどんな話し合いをしたいか？(テーマ、雰囲気)

## (2) 講師解説

- 1) コーディネーターの役割
- 2) ファシリテーションの定義
- 3) ファシリテーターの6つの力
- 4) ファシリテーターに  
求められるコミュニケーション能力
- 5) コミュニケーションギャップ
- 6) グループダイナミクス



# (3) 無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度の試行

## 市民参加の現状と課題

- ・参加する市民が固定化している。
- ・働き盛り世代や若年層の参加が少ない。
- ・女性の参加が男性に比べて少ない。



**多様な市民層の参加が必要！**  
**ライフステージ(年齢)、性別、居住歴**

- \* 層化無作為抽出法により市民2,000名に公募委員候補者名簿への登録について文書を発送(平成28年2月下旬)

## 公募委員候補者名簿へ登録してみませんか！

市の審議会等において、市民の皆さまから幅広くご意見等をいただき、市民ニーズを反映させた計画や施策等を推進していくため、「審議会等の公募委員候補者名簿への登録」を試行的に実施することになりました。

この制度は、審議会等の公募委員への就任を希望される方に公募委員候補者として名簿へご登録いただき、今後公募委員を募集する際、ご協力いただける方に審議会等の公募委員としてご参加いただくものです。

ぜひこの機会に公募委員候補者名簿へご登録ください。皆さまのお申し込みをお待ちしています。

### 公募委員候補者名簿に登録するには…

別紙の「公募委員候補者名簿への登録申込書」に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【申込期限】平成28年3月18日(金)(当日消印有効)

### 公募委員候補者名簿に登録いただいた方には…

ご希望の分野の審議会等が公募委員を募集する際、名簿に登録された方の中から公募委員への就任のご依頼をいたします。市の担当部署からご連絡の上、会議の目的、内容、時間等、詳細についてご説明させていただきますので、ご協力いただける場合は公募委員へご就任ください。

### 質問にお答えします！

質問：名簿に登録するために何か資格や要件はあるのですか？

市民の皆さまから幅広くご意見等をいただくことが大切であることから、専門的な知識や経験等は基本的に必要ありません。皆さまの関心がある分野を選びご登録ください。

質問：委員の任期、会議の回数、時間、報酬などはどうなっていますか？

委員の任期は、1～2年間が一般的です。会議の回数、時間、報酬はそれぞれの会議によって異なります。詳細については、担当部署からの連絡時にご確認ください。

質問：名簿に登録したら必ず公募委員への就任依頼があるのですか？

公募委員への就任依頼は、名簿に登録された方の中から行いますが、就任を希望する分野の登録状況と公募委員の募集状況との兼ね合いにより、名簿に登録されたすべての方に就任をお願いできない場合があります。

続けて裏面もご覧ください。

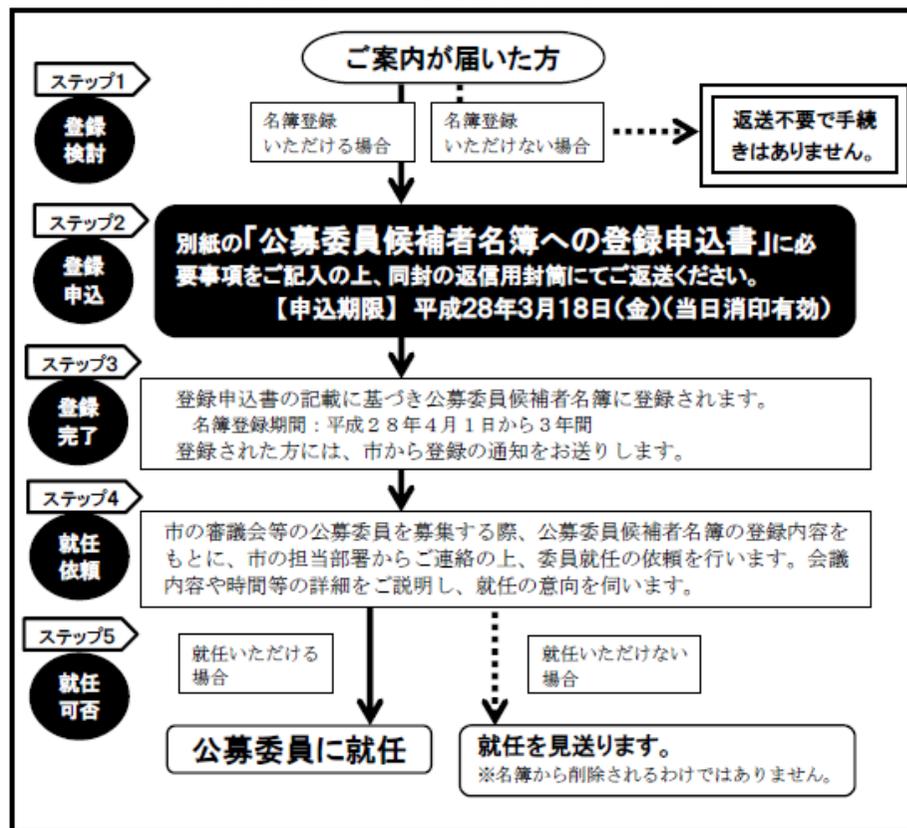
質問：公募委員に就任依頼があった場合は必ず引き受けないとはいけませんか？

公募委員への就任についてご連絡させていただく際、担当部署より会議内容や時間等の詳細をご説明します。説明をお聞きいただき公募委員就任の有無についてご判断ください。会議内容に関心がもてない、会議時間が都合に合わない等、ご意向により自由にお断りいただけます。なお、名簿に登録されている間は、改めて別に依頼させていただくこともあります。

質問：名簿に登録すると、他の審議会等の公募委員に応募することはできないのですか？

応募することは可能です。関心のある審議会等の募集がある際には、積極的にご応募ください。

### 名簿登録から公募委員就任までの流れ



<お問い合わせ先>

白井市民経済部市民活動支援課 電話：492-1111 内線 3151～3

## 公募委員候補者名簿への登録申込書

### 1. 参加を希望する分野

関心があり会議に参加を希望する分野に○をつけてください。(複数選択可)

参加を希望する分野	主な会議の内容
行財政改革に関する分野	主に効率的・効果的な市政の運営について話し合います。
市民活動及び市民参加・協働に関する分野	主に市民活動、市民参加、協働、コミュニティの活性化などについて話し合います。
防犯・防災に関する分野	主に防犯、交通安全、防災などの安全について話し合います。
産業に関する分野	主に農業、商工業などの産業振興について話し合います。
福祉、健康及び医療に関する分野	主に高齢者福祉・障がい者福祉、保健・健康づくり、医療などについて話し合います。
子育て及び教育に関する分野	主に子育てや子どもの教育・健全育成などについて話し合います。
景観及びまちづくりに関する分野	主に都市計画、開発、景観、社会基盤の整備、交通環境などについて話し合います。
環境及びごみ減量化に関する分野	主に環境の保全、ごみの減量化などについて話し合います。
文化、生涯学習及びスポーツに関する分野	主に文化、芸術、生涯学習、スポーツの振興などについて話し合います。

### 2. 参加可能な時間帯

参加可能な時間帯に○をつけてください。(複数選択可)

参加可能な時間帯	時間帯の目安
平日日中	午前 10 時～午後 5 時頃の 2 時間程度
平日夜間	午後 6 時～午後 9 時頃の 2 時間程度
土曜日・日曜日日中	午前 10 時～午後 5 時頃の 2 時間程度
土曜日・日曜日夜間	午後 6 時～午後 9 時頃の 2 時間程度

市民活動支援課

**裏面も必ずご記入ください。**

### 3. 一時的保育の利用

会議へ参加するために、一時的保育の利用について○をつけてください。

※一時的保育を利用できる方…生後 6 か月から 10 歳までのお子さんを養育している方

希望する	希望しない
------	-------

※必ず今回のご案内を受け取られたご本人が登録してください。

氏名	(フリガナ)
性別 年齢	[性別] 男 ・ 女 [年齢] 歳
住所	〒 白井市
連絡先	[自宅電話]
	[携帯電話]
[任意記入欄] 得意なこと 専門経験 資格等	

個人情報は公募委員への就任依頼に関する以外に使用いたしません。

※平成 28 年 3 月 18 日(金)[当日消印有効]までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

# 登録申込者

93名（市民公募委員候補者として登録申し込み）

◆性別 男性45名 女性48名

◆年齢別 18歳～29歳 10名  
30歳～39歳 15名  
40歳～49歳 20名  
50歳～59歳 24名  
60歳～69歳 13名  
70歳～79歳 11名

◆分野別（複数選択可）

行財政改革	21名
市民活動・市民参加	25名
防災・防犯	29名
産業	11名
福祉・健康・医療	53名
子育て・教育	38名
景観・まちづくり	41名
環境・ゴミ減量化	15名
文化・生涯学習・スポーツ	39名

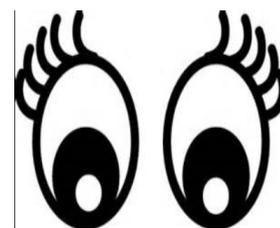
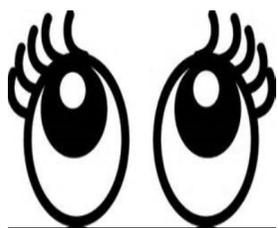
# 無作為抽出による審議会等公募委員登録者名簿(平成28年度～平成30年度)

登録番号	性別	年齢	居住	参加を希望する分野									参加可能な時間				保育希望	専門・資格		
				行財政改革	市民活動・参加・協働	防犯・防災	産業	福祉・健康・医療	子育て・教育	景観・まちづくり	環境・ゴミ	文化・生涯学習・スポーツ	平日日中	平日夜間	土日日中	土日夜間				
1	女	39	堀込	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	する	薬剤師	
2	女	45	根	×	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×			
3	女	51	げやき台	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	する	子育て支援に興味を持ち研究。助産師、教員	
4	男	20	堀込	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
5	女	56	十余一	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	しない		
6	女	39	堀込	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	しない	

## (4) 庁内横断型

# 「地域との協働のまちづくりネットワーク」の 設置

## 見方を変える



今までは・・・

**行政起点**  
のまちづくり

主体は**市役所**

これからは・・・

**地域起点**  
のまちづくり

主体は**地域**



# 協働



## ネットワーク設置の目的

各課が立場・領域を超えて、**これからの地域のまちづくりに  
対する意識・地域の情報を共有**ことにより、市と市民  
が協働により**小学校区単位**のまちづくりを進めていくことができる**基礎的な  
庁内体制の基盤**をつくる。

### 意識の共有

➡ 市民参加・協働・自治

### 地域の情報の共有

➡ 地域情報の一元化⇒地域カルテ